



子どもショートステイ 協力家庭を募集

保護者の方が一時的に子どもを養育できない場合に、二葉乳児院（南元町4）か地域のご家庭（協力家庭）でお子さんを1週間までお預かりする制度です。協力家庭を募集しています。保育士・教員・看護師等の資格をお持ちか認証研修（左記）を受けて一定の条件を満たす方は、協力家庭として登録いただけます。

- 認証研修にご参加ください
- 【日時】11月29日(月)・30日(火)・12月2日(木)、いずれも午前9時30分～午後4時、全3回
- 【対象】区内在住の方
- 【内容】新宿区の子育て支援の現状、乳児期～学童期の生活と発達、現場見学ほか

【会場・申込み】電話で地域子育て支援センター二葉（南元町4）☎（5363）2170へ。

児童虐待防止推進月間 公開講座

21年度中の全国の児童虐待相談件数は4万4千210件で、10年前の約4倍にもなっています。また、子どもの生命が奪われる痛ましい事件も後を絶ちません。

学校選択制度

区立小学校新1年生の 申し込み状況

今後、通学区域内の転入者等が入学しても、受け入れ可能数を上回らないと考えられる児童数を過去の動向から算出し、抽選基準を決定しました。その結果、基準を上回る3校（市谷小・四谷小・西戸山小）で抽選を実施しました。詳しくは、お問

区では、地域の皆さんにご協力をいただきながら、さまざまな取り組みを行っています。児童虐待は、社会全体で受け止めて解決すべき重要な問題です。公開講座で一緒に考えてみませんか。

- 【日時】11月17日(水)午後2時～4時
- 【会場】四谷地域センター（内藤町87）
- 【対象】区内在住の方、子どもに関わる関係機関の職員ほか、100名

【内容】虐待相談の現状と対応（東京都児童相談センター・榎町子ども家庭支援センター）、被虐待児の心の傷と回復に向けて（伊東ゆたか・東京都児童相談センター治療指導課長）

人形劇

- 【日時】11月13日(土)午後2時～3時
- 【上演作品】「3びきのやぎのらがらどん」「ポエム・ポエム」（人形劇団ポポロ）
- 【会場・申込み】当日直接、北新宿生涯学習館（北新宿312012）へ。先着60名。
- 【問合せ】北新宿図書館☎（3365）4755へ。

い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。※23年度に小学校へ入学する新1年生には、「就学時健康診断受診票」をお送りしました。まだ届いていない方は、ご連絡ください。

【問合せ】▼学校選択制度：学校運営課学校運営支援係☎（5273）3089、▼就学時健康診断：学校運営課保健給食係☎（5273）3098（いずれも第1分庁舎4階）へ。

心身障害者(児)手当・年金 対象の方は申請を

下表の手当・年金の対象に該当し、まだ受給していない方は、各担当係へ申請してください。年齢や所得等により対象とならない場合もあります。必ず事前にお問い合わせください。

- 【申請・問合せ】
- ▶ 下表のA～D…障害者福祉課相談支援係（本庁舎2階）☎(5273) 4518へ。
- ▶ E～H…子どもサービス課育成支援係（本庁舎2階）☎(5273) 4558へ。
- ▶ I…医療保険年金課年金係（本庁舎4階）☎（5273）4338へ。

★★★ 指定難病

スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、多発性硬化症、再生不良性貧血、筋萎縮性側索硬化症、サルコイドーシス、特発性血小板減少性紫斑病、強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）、劇症肝炎、高安病、悪性関節リウマチ、悪性高血圧（悪性腎硬化症）、結節性動脈周囲炎、ネフローゼ症候群、モヤモヤ病（ウイリス動脈輪閉塞症）、脊髄小脳変性症、点頭てんかん、ライソソーム病（ファブリー病を含む）、天疱瘡、潰瘍性大腸炎、ピュルガー病、クローン病、人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等、アミロイドーシス（原発性アミロイ

ド症）、後縦靱帯骨化症、ハンチントン病、ウェグナー肉芽腫症、特発性拡張型心筋症、母斑症、多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、シェーグレン症候群、表皮水疱症（接合部型および栄養障害型）、多発性嚢胞腎、特発性門脈圧亢進症、膿疱性乾癬、ミオトニー症候群、広範脊柱管狭窄症、特発性好酸球増多症候群、原発性胆汁性肝硬変、強直性脊椎炎、重症急性脾炎、特発性大腿骨頭壊死症、びまん性汎細気管支炎、混合性結合組織病、ミトコンドリア病、原発性免疫不全症候群、遺伝性（本態性）ニューロパチー、特発性間質性肺炎、プリオン病、網膜色素変性症、遺伝性QT延長症候群、肺動脈性肺高血圧症、先天性ミオパチー、神経線維腫症、網

膜脈絡膜萎縮症（眼底後極部網膜脈絡膜萎縮症）、進行性筋ジストロフィー、ウィルソン病、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、骨髄線維症、亜急性硬化性全脳炎、パッド・キアリ症候群、慢性血栓塞栓性肺高血圧症、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、アレルギー性肉芽腫性血管炎、原発性硬化性胆管炎、肝内結石症、自己免疫性肝炎、肥大型心筋症、成人スティル病、脊髄空洞症、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、球脊髄性筋萎縮症、拘束型心筋症、リンパ脈管筋腫症（LAM）、重症多形滲出性紅斑（急性期）、黄色靱帯骨化症、間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）

手当（年金）名	対象（障害の程度）	対象とならない方	手当（年金）額
A 心身障害者福祉手当（区制度）	(1) 身体障害者手帳1～3級の方 (2) 愛の手帳1～4度の方 (3) 脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 (4) 難病疾病（右上「指定難病」参照）の方 (5) 戦傷病者手帳特別項症～2項症の方	A 施設に入所している方 イ 児童育成手当の障害手当支給対象となる方 ウ 新規申請で65歳以上の方 エ 所得が一定額以上ある方	月額15,500円 （身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の方は月額7,750円）
B 重度心身障害者手当（都制度）	(1) 重度の知的障害で著しい精神症状のある方 (2) 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 (3) 重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な方	A 施設に入所している方 イ 病院等に3か月を超えて入院している方 ウ 新規申請で65歳以上の方 エ 所得が一定額以上ある方	月額60,000円
C 特別障害者手当（国制度）	日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある20歳以上の方 (1) 身体障害者手帳おおむね1級で重複障害の方 (2) 愛の手帳おおむね1度で重複障害の方 (3) 上記(1)・(2)と同程度の疾病・精神障害の方	A 施設に入所している方 イ 病院等に3か月を超えて入院している方 ウ 所得が一定額以上ある方	月額26,440円
D 障害児福祉手当（国制度）	日常生活で常時介護が必要な状態にある20歳未満の方 (1) 身体障害者手帳おおむね1級の方 (2) 愛の手帳おおむね1度の方 (3) 上記(1)・(2)と同程度の疾病・精神障害の方	A 施設に入所している方 イ 障害を理由とする年金を受けている方 ウ 本人および保護者の所得が一定額以上ある方	月額14,380円
E 児童育成手当の障害手当（都制度）	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 (1) 身体障害者手帳1・2級程度の方 (2) 愛の手帳1～3度程度の方 (3) 脳性まひ・進行性筋萎縮症の方	A 対象児童が施設に入所している方 イ 保護者の所得が一定額以上ある方	児童1人に付き月額15,500円
F 児童育成手当の育成手当（都制度）	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方 (1) 父母が離婚 (2) 父または母が死亡あるいは生死不明 (3) 父または母に重度の障害がある (4) 父または母に1年以上遺棄されている (5) 父または母が法令により1年以上拘禁されている (6) 婚姻によらない出生（父または母の扶養がある場合を除く）	A 対象児童が施設に入所している方 イ 保護者の所得が一定額以上ある方	児童1人に付き月額13,500円
G 特別児童扶養手当（国制度）	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 (1) 身体障害者手帳おおむね1～3級の方 (2) 愛の手帳おおむね1～3度の方 (3) 日常生活に著しい制限を受ける程度の疾病・精神障害の方	A 対象児童が施設に入所している方 イ 対象児童が障害を理由とする年金を受けている方 ウ 保護者の所得が一定額以上ある方	重度障害児…月額50,750円 中度障害児…月額33,800円
H 児童扶養手当（国制度）	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）の児童を養育している父または母もしくは養育者 (1) 父母が離婚 (2) 父または母が死亡あるいは生死不明 (3) 父または母に1年以上遺棄されているか父または母が1年以上拘禁されている (4) 父または母に重度の障害がある (5) 婚姻によらない出生（父または母の扶養がある場合を除く）	A 対象児童が施設に入所している方 イ 本人または対象児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けている方 ウ 所得が一定額以上ある方	月額9,850円～41,720円 （所得により決定） ※児童が2人以上の場合 第2子は5,000円加算 第3子からは1人に付き3,000円加算
I 障害基礎年金（国制度）	(1) 国民年金加入中の病気やけがにより65歳までに障害の状態（精神障害を含む）になった方 (2) 20歳前に初診日のある病気やけがにより65歳までに障害の状態（精神障害を含む）になった方（税の申告が必要） ※障害の状態…日常生活に著しい制限を受け、おおむね身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神保健福祉手帳1・2級程度	A 初診日前に加入期間の3分の1以上の保険料の未納のある方 イ 年齢が20歳未満の方 ウ 左記(2)に該当し、本人の所得が一定額以上ある方 エ 恩給等定められた年金を受けている方 ※ほかの年金を受ける場合は併給調整があります。	1級障害…年額990,100円 2級障害…年額792,100円 ※子の加算額（年額） 第1子・第2子は各227,900円 第3子からは1人に付き75,900円